

中学校「特別の教科 道徳」における 生命倫理に関する内容の 取扱い方に関する覚書

——高校「倫理」教科書の生殖技術に関する
叙述分析から考える——

高 木 雅 史

はじめに

教育内容として生命倫理の問題を取り上げることには困難が伴う。大谷いづみが指摘するように「生と死の課題は、時には生徒に大きな衝撃を与える重い課題」¹⁾ だからである。生殖技術による「命の選択」の問題や脳死・尊厳死といった死の問題など、簡単には解決のつかない重いテーマを扱うことになる。その際には、生命科学研究の進展状況や人権などについての知識や認識も必要とされる。そのため内容が高度なものになりやすく、生徒の発達段階も考慮して、これまで主として高校で取り組まれてきた実績がある²⁾。

2015年3月に一部改訂された小学校・中学校の『学習指導要領』（以下、『改訂版』）によって、道徳が教科化され「特別の教科 道徳」が実施されることになった³⁾。以下に述べていくように、『改訂版』では「特別の教科 道徳」で取り上げられるべき現代的課題の1つとして、「科学技術の発展と生命倫理との関係」が留意事項として例示された。「生命倫理」という言葉は、改訂前の『学習指導要領』（2008年3月告示・2010年11月一

部改正)には一箇所も登場していなかった。ただし、文部科学省が作成した現行の道徳教育用教材『私たちの道徳』にはすでに「科学技術の発達と生命倫理」が扱われている。この内容が『改訂版』に引き継がれ、道徳教育として取り込まれる課題として明確化されたといえる。もっとも、生命倫理が道徳教育で重視されることになった系譜をさらにたどれば、『学習指導要領』(1989年3月告示)の「第3章 道徳」の「第1目標」のなかに「人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念」が掲げられたことがあげられる⁴⁾。いわゆる「自他の生命の尊重」が道徳教育で重視されるようになるなかで、「科学技術の発達と生命倫理との関係」というトピックが組み込まれるようになったのである。

本稿は、中学校「特別の教科 道徳」における生命倫理に関する内容の取扱い方について考えておかなければならない課題を明らかにすることを目的としている。ただし生命倫理に関する幅広い内容のうちから本稿では、生殖技術に関する問題に対象を絞り込んで検討する。

本稿では、まず「特別の教科 道徳」において生命倫理がどのように取り扱われようとしているのかを『改訂版』に基づいて整理する。次に、現在使用されている『私たちの道徳 中学校』(文部科学省、2014年4月配布)における生命倫理に関する叙述の構成・特徴について検討する。そして本稿が焦点づける生殖技術に関する問題が生命倫理教育を含む「生と死の教育」の全体構造のなかでどのように位置づけられているのかを確認した後、高校公民科「倫理」の教科書における生殖技術に関する叙述の分析を行う。

「特別の教科 道徳」の教科書作成から検定・採択の作業はこれから始まるわけなので、生命倫理をテーマにした教科書叙述の特徴や課題を分析することは現時点ではできない。そのため迂遠な視点・方法ではあるが、本稿では高校公民科「倫理」を分析対象とすることにした。現時点において、

中等教育段階の科目として最も詳しく生命倫理の問題を取り上げているのが「倫理」であり、その特徴や課題を検討・整理しておくことは、今後の中学校の教科書叙述や内容を検討するための視点を見いだす上で示唆的であると考えるからである。

1. 中学校「特別の教科 道徳」における生命倫理教育の取扱い

『改訂版』において、中学校では「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」のなかで、「情報モラル」と並んで、道徳で取り上げられるべき現代的課題の1つとして、「科学技術の発展と生命倫理との関係」が留意事項として例示された。『改訂版』の該当箇所は以下のとおりである。

(6) 生徒の発達の段階や特性等を考慮し、第2に示す内容との関連を踏まえつつ、情報モラルに関する指導を充実すること。また、例えば、科学技術の発展と生命倫理との関係や社会の持続可能な発展などの現代的な課題の取扱いにも留意し、身近な社会的課題を自分との関係において考え、その解決に向けて取り組もうとする意欲や態度を育てよう努めること。なお、多様な見方や考え方のできる事柄について、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。

この引用中の「第2に示す内容」は、「A 主として自分自身に関すること」「B 主として人との関わりに関すること」「C 主として集団や社会との関わりに関すること」「D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること」の4つに分類されている。このうち生命倫理に特に関連するDに関する記述は以下のとおりである。

D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

[生命の尊さ]

生命の尊さについて、その連続性や有限性なども含めて理解し、かけがえのない生命を尊重すること。

[自然愛護]

自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。

[感動、畏敬の念]

美しいものや気高いものに感動する心を持ち、人間の力を超えたものに対する畏敬の念を深めること。

[よりよく生きる喜び]

人間には自らの弱さや醜さを克服する強さや気高く生きようとする心があることを理解し、人間として生きることの喜びを見いだすこと。

『改訂版』では教材として取り上げる題材として、中学校では生命の尊厳、社会参画、自然、伝統と文化、先人の伝記、スポーツ、情報化への対応等の現代的な課題の7つが例示されている。2015年7月に教科用図書検定調査審議会は、教科書ではこれらすべてを教材として取り上げるべきであると提言した⁵⁾。

以上のことから、生命倫理に関する内容は、「特別の教科 道徳」において、上記のDに列記された[生命の尊さ]などと関わらせながら、教科書に教材として取り上げられた生命の尊厳に関する題材をもとに、授業を展開することが求められていることがわかる。

当然のことながら、生命倫理に関するテーマはこれまでの道徳教育でも取り上げられてきている。しかし、その際には道徳は教科ではなく、国の検定を経た教科書も存在せず、また学習に対する評価がなされない状況下

において実践されてきたものであった。「特別の教科 道徳」においては、数値評価ではないにせよ一定の評価が実施されることになる。また、社会科学や理科、総合的な学習の時間などでも取り上げられることはあったが、『改訂版』の「第3章 特別の教科 道徳」の「第1 目標」にあるように「道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる」ことをめざしたものではなかった。

今後、中学校における「特別の教科 道徳」において取り上げられることになる生命倫理をテーマにした授業はどのように構成・実践したらよいのだろうか。さらに注意しておくべき事項は何かについて、事前に予測し対応策を考えておくことは重要な準備作業であると考え。なかでも検討が必要なのは、主要教材としての教科書に盛り込む題材や内容である。

2. 『私たちの道徳 中学校』での取扱い

ここでは文部科学省が2014年4月、全国の中学校に配布した道徳教育用教材『私たちの道徳 中学校』における生命倫理に関する叙述の構成・特徴について検討する。

まず、指摘できることは、先に引用した『改訂版』にある[生命の尊さ]などの内容に関わらせて、「科学技術の発展と生命倫理との関係」を位置づけることが、すでに『私たちの道徳 中学校』における構成や叙述でなされていることである。『私たちの道徳 中学校』では、「生命を考える」と題して、「今、自分がここに生きていることの偶然性。誰もがいつか必ず死を迎えるという有限性。そして、先祖から受け継ぎ、子孫へ受け渡していく連続性。(中略)考えてみよう、生命とは何なのかということ。」(98頁)と記述されている。そして、「科学技術の発達と生命倫理」(104頁)と題された頁があり、脳死と臓器提供、クローン技術、遺伝子検査、代理母、出生前診断という用語について、それぞれの説明がないままに配置さ

れた図が示されている。この頁にある説明文は以下のみである。

科学技術や医療の急速な発達により、
これまで難しかった診断や治療が可能になった。
一方で、そういった実態と、人間としての在り方や生命倫理との関係
について、様々な角度から議論が行われるようになった。
こうした課題について、私たちは今後、どのように考えていけばよい
だろう。

そして、同頁では下段に「生命倫理に関する問題について、調べたり、
話し合ったりしたことを書いてみよう。」というキャプションのついた生
徒が書き込む記入枠が配置されている。なお、この「科学技術の発達と生
命倫理」という頁は、「生命の誕生と死」(103 頁)と「かけがえのない生命」
(105 頁)に挟み込まれるかたちで位置づけられている。

次に指摘されるべき点は、全編を通して、抽象度が高く、語りかけ調で、
情緒に訴えるような文章で構成されていることである。「かけがえのない
生命」の頁に日本の出生数・死亡数の数値があるだけで、考えるための具
体的な統計データや基本的人権に関する理念やそれを保障するための社会
的な制度などについての情報は盛り込まれていない。生命倫理の問題を扱
うに際しては、[生命の尊さ]などの内容(=徳目)を情緒的に体得させ
ることが重要だという判断から、上記の情報は意図的に外されているの
かもしれない。社会科や理科、総合的な学習の時間との違いを出すこと
を意識し、道徳の教材としては人物のエピソードや読み物教材を重視する
という方針の現れとも解釈される⁶⁾。

ここでは[生命の尊さ]などの内容との関連づけ、他教科との差異化を
意識した抽象性・情緒性という2つの特徴が、「特別の教科 道徳」の教科

書叙述にも反映されるであろうと推測されることのみを押さえておきたい。このことについて懸念されることについては、4. で述べる。

3. 高校公民科「倫理」における生殖技術に関する教科書叙述

(1) 「生と死の教育」における生殖技術に関するテーマの位置

大谷いづみは、仮説的な段階であると留保しながら、「いのち」「生と死」を扱う教育を「生と死の教育」と呼び、下記の図のように分類している。すなわちそれは①生命倫理教育、②デス＝エデュケーション、③いのちの教育の3つで構成され、それらは誕生から死までの過程にまたがり、「背景とする学問」も生命倫理学、セクソロジー、死生学、エコロジーと幅が広い。そのため本稿において、そのすべてを事例として扱うことは困難である。よって、この3分類のうちの①生命倫理教育、なかでも誕生に関わる問題に絞って検討を行うこととした。

具体的には、人工授精、クローン、デザイナー・ベビー、出生前診断、

図 「生と死の教育」の構造

テーマ	誕生		死	背景とする学問
① 生命倫理教育	生殖技術と親子の絆、デザイナー・ベビー、セクシュアリティなど	脳死移植、出生前診断、病と老い、動物の権利、医者と患者の関係など	安楽死・尊厳死、ターミナルケアなど	生命倫理学
③ いのちの教育	性教育（生と性の授業）		②デス＝エデュケーション（死の授業）	誕生：セクソロジー？ 死：死生学
	生命誕生の神秘		死の受容、死別の悲嘆の癒し、老い、死生観の育成、自殺予防	
	交配・交尾・セックス		食物連鎖と生態系の中の死（≠殺）	エコロジー

出所：大谷いづみ「第12章 生と死の語り方ー『生と死の教育』を組み替えるためにー」川本隆史編『ケアの社会倫理学ー医療・看護・介護・教育をつなぐー』有斐閣、2005年、335頁。

遺伝子検査などに関わる生殖技術⁷⁾の扱い方に焦点づけて特徴を分析することにしたい。特に出生前診断の問題は、尊厳死と並んで生命倫理教育のテーマとして取り上げられることが多いからである。

近年、ES細胞やiPS細胞研究など、生命科学研究が急速に進展している。出生前診断においては、より安全で簡便な技術が開発され、それをどのように利用するかについての模索が各方面で進められている⁸⁾。さらに遺伝子検査に関しては、民間業者が次々と参入する状態が生まれている。このように生命科学研究が進展する状況下において、以下に分析するように教科書叙述も常に見直しと変更が迫られる事態が生じているのである。

(2) 発行状況

高校公民科「倫理」については、2013年度入学生から学年進行により『学習指導要領』（2009年3月告示）が実施され、2015年度において全学年で新課程による授業に移行した。近年の変化を見るために、本節では、旧課程（『学習指導要領』1999年3月告示・2003年12月一部改正）と新課程の教科書を比較して、生命倫理関係の叙述にどのような変化が見られるかを検討する。「倫理」の教科書は、旧課程は7社10種類、新課程は6社7種類が刊行されているが、本稿ではそれぞれの課程に占める採択冊数・占有率が高い上位4社の教科書を取り上げることにする⁹⁾。その4社は実教出版、清水書院、東京書籍、第一学習社であり、以下、実教出版は「実教（旧）」「実教（新）」と略記する（他社も同様）。この4社合計で、占有率（新課程）は80.7%となる¹⁰⁾。以下、新課程で採択冊数が多い順に、内容を比較検討する。

(3) 実教出版

「実教（旧）」では「生命倫理」という小見出しとは別に「生殖への介入

と『命の選別』』という小見出しがおかれ、出生前診断の説明の後に、「しかし診断の結果、障害児の中絶が安易におこなわれていくことに対しては、障害者差別をまねく優生思想につながるものとして強い批判が出されている。わたしたちは、生命の誕生に対して倫理的責任を負っていることを自覚するとともに、障害をもって生きることが不幸とはならないような社会をつくりあげていく必要がある。」(178頁。下線は高木による。以下同様)とある。

それに対して「実教(新)」では、出生前診断については、「生命の始まりへの介入」という見出しのもとで説明され、以下のように記述されている。

出生前診断による中絶は、質のよい生命とそうでない生命を人間が選別していると見ることもできるため、このような生命の選別に対しては、障がい者の存在を否定するものであり、優生思想ではないかという指摘がある。生殖技術による生命の介入をどこまで認めるかについては、さまざまな議論がある。リプロダクティブ・ライツの行使として、個人の自由を尊重すべきだ、とする立場と、子どもの福祉や人間の尊厳の観点から個人の自由を制限する形となっても一部の技術を禁止すべきだ、とする立場が対立している。(183頁。ゴチックは原文のまま。以下同様)

下線部を見比べると分かるように、出生前診断による中絶について「実教(旧)」においては「安易に」という条件が付けられているものの、優生思想につながるという「強い批判」の存在を指摘しているのに対し、「実教(新)」では、「優生思想ではないかという指摘がある」というように批判の観点がトーンダウンしている。それに加えて「実教(新)」では、生

殖技術による生命への介入について、「実教（旧）」にはなかったリプロダクティブ-ライツ（性と生殖に関する権利）の説明を加えて、「個人の自由の尊重」と「子どもの福祉や人間の尊厳」の観点による対立した論争点に踏み込んで記述している。なお、リプロダクティブ-ライツについては、注記で「子どもをもつか・もたないか、もつとしたらいつ、何人の子どもをもつかを女性が自ら決定することができる権利をいう。1994年にカイロでの国際人口・開発会議で採択された。妊娠中絶や受胎調節の権利も含まれていると解釈される。」（183頁）と詳しく説明している。

（4）清水書院

「清水（旧）」「清水（新）」はともに「生殖技術とその倫理的問題」という小見出しのもとに叙述されている。男女産み分け技術に関する記述で、男女のどちらを「授かる」かについて、「伝統的には選択の余地のない偶然」（旧181頁）の「伝統的には」を「従来は」にかえるなど（新187頁）、表現が一部変更されているが内容そのものには大きな変化はない。

その一方、脳死・尊厳死といった死の問題も含めて「生命と身体をどうとらえるか」という小見出しの部分において新旧で違いが見られる。「清水（旧）」では、「人間の身体や生命を、無制限な操作の対象とすることに、私たちは完全に合意しているわけではないと考えることもできる。この項目でとりあげてきた問題は、それぞれ、私たちの身体観、生命観、さらには死生観とも関連して考えつづけられ、なお議論されつづけたうで、社会的な合意が形成される必要があることがらなのである。」（184頁）と締めくくられている。この部分は「清水（新）」では、「人間の身体や生命を、端的な操作の対象とし、選択の対象とすることに、私たちが完全に同意しているわけではない。ここで論じた問題は、私たちの身体観、生命観、死生観とも関連してなお議論されつづけられる必要のあることがらなのであ